

あんぜんの 安全

月一回ないし二回刊行予定
創刊前に数回準備号を発行します

準備 13 号

あかりとあかし

06/3/1

NPO法人 安全学研究所 Organization of HOLONOMY 〒190 - 0012 立川市曙町 2-42-23 アーバンライフ立川 614

Tel -Fax 042(521)2988

Email: holonomy@aa.bb-east.ne.jp

URL: <http://enjoy1.bb-east.ne.jp/~holonomy>

活動報告

1面 <活動報告>	20~23面 <保守点検整備とヒューマン ファクタ> (寺田)
1~2面 <魂の安全について> (十津)	
3~20面 <安全学の見地からみた靖国問題> (辛島司朗)	24面 編集後記
準備9号「靖国祭祀と七生報国的思想」の続きです	

今号も大幅に発行が遅れてしまい、申し訳ございませんでした。

いま現在、先号、先々号からご紹介していますように、いろいろな方に理事や幹事をお願いしているところです（今回、ご寄稿いただいた十津先生も幹事としてお力を貸していただけたことになりました。）。また、ほかの雑誌などに安全学を紹介すべく、投稿など試みております。

今までに発表したこの会報を利用し、徐々に新聞、雑誌などさまざまなメディアに、啓発活動として安全学とこの研究所の活動を紹介してゆく予定です。

さらに来月号からは、あかし部門に当るような他団体の実践活動も、安全学の見地から紹介してゆきたいと考えております。

その他、講演会開催の企画など、さまざまな予定が予告ばかりで遅滞しておりますが、鋭意力を尽して参りますので、何卒ご寛恕下さいますようお願い申し上げます。

魂の安全について

十津 守宏

「安全」という言葉については、この研究会報においてもこれまで様々に論じられてきているが、本論においては宗教における「救済」の観点から、魂の「安全」について言及してみたいと思う。各々の宗教が掲げる「救済」——ここで言及する「救済」とは、当然の如く刹那的な癒しの意味を持つセラピーではなく、根源的解放を意味する salvation であり、それは現世利益的立場に立脚したものでなく、有限なる存在としての人間を形而上学的に救われるべき存在として認識するという立場に立脚したそれである——の観念とは、人間個々人にとっての魂の安らぎとしての究極的な安全が確保された状態に他ならないことは明らかであろう。改めて論じるまでもなく、この世に存在する事物というものは有限な存在であり、我々人間もまた有限なる存在である。この人間の有限性に対する根源的解答の一つが宗教における「救済」の観念なのである。従って、この「救済」という観念は、その人間の有限性を克服するための、或いはその有限性に対する価値合理主義的解答を与えるための人類の思索の結果であるということが出来よう。

さて、その方向性には大まかに分類して二つの方向性が見受けられる。一つは終末論や死後の世界に期待するこの世とあの世との二元論の展開である。これらの二元論においては、我々が生きているこの世を欠陥あるもの、不完全なものとして把握し、永遠で完全な存在とされる来世と二元的に対立するものと見なしている。「この世には永遠なる都はない。来るべき都こそ、我々が求めている永遠の都である」とパウロは語る。この世の内部には「救済」は本質的に存在しない。「救済」は死後の世界、もしくは時間的未来において到来するとされる終末——この世の終わり——の後に実現する来世において、甘受されるべきものとして考えられている。従ってこれらの思弁においては、人生における様々な経験は未来に約束された「救済」の約束という見地から脱宿命化されるのである。

もう一方の方向性は、仏教や中国の「無」の思想に代表される東洋思想にみられるような人間の有限性という現実をありのままに受け入れる諦めの思想である。いうまでもなく、この世の存在というものは無常である。形あるものは崩れ、人間は必ず死を迎える。我々が生活している地球ですらも、太陽が恒星としての生涯の終焉を迎える際の肥大化に飲み込まれてしまうことが予測されている。或いは太陽という星の寿命の終焉を待つまでもなく、小惑星の衝突により現行の生態系が根底から覆さるう事態は十二分に在り得ることは明らかであろう。まさしく、この世の本質は「無常」なのである。この絶対的真理をありのままに受け入れることが出来るある種の諦念に満ちた境地に至ることこそが、東洋思想により展開されたもう一つの「救済」の方向性である。

上記に概観したように宗教における「救済」とは、その解答の形こそ違うとはいえ、同じ現存在理解に立脚したものである。それは、この世が移ろい行くものであるという現存在理解であり、このこと同時には物質面におけるこの世界の絶対的真理でもある。キリスト教に代表されるセム族一神教の思想は、この真理を克服すべき、そしてやがては克服されるべきものとして捉えているのに対して、一方で東洋思想はこの真理をある種の諦念のもとに存在そのものの本質としてありのままに受け入れることに、真に魂の安らぎを見出すのである。ここに我々は、魂の安らぎとして究極的な安全が保証された状態を見出すことが出来よう。それは、未来に投影された「救済」の約束に根拠を持ったメタ・ヒストリカルな思考によるところの人生の経験の脱宿命化であれ、ニヒリズムの諦念に満ちた歴史的現実の甘受であれ、同様の立場に立脚しているのである。この世における我々の経験を、有限なる人間の生の営みそのものを、かのM・ヴェーバーが指摘したように目的合理主義的な思考ではなく価値合理主義的思考により価値付けるということなのである。換言するのであれば宗教的思惟の世界においては、この世における存在の本質が「無常」である以上、その本質と相容れない生命としての自己防衛本能を持つことを宿命付けられている人間に対する「救済」の形が、自らが経験する歴史的現実を単なる唯物論的現実として目的合理主義的に価値付けないという方向性を採ったことは、合理的であり必然的帰結なのである。

このことは、単なる世俗からの宗教的夢の世界への逃避ではなく、我々の歴史的経験そのものの背後にある形而上学的な価値を見出すという思考の発明として、人間の誇るべき知的営みの所産として積極的に評価すべきものである。生命である人類は誕生した時点より、種の保存に関わる場合以外には、常に自己防衛本能というものを支配されているものである。以上に概観してきたような宗教的思惟も有史以来常に本能的に「安全」というものを追求してやまない人間が、この世界の本質を的確に把握したうえで、自らの有限性を克服し真なる「幸い」に至らんとする努力と闘争の経緯としての知的遺産なのである。

安全に関して、「魂の安全について」という題の下、宗教もしくは正確には宗教的なものに関する人の営為と、安全との関係のご考察いただきました。会報では今まで、もっぱら安心と安全の違いに関して心の問題を安全問題からしっかりと弁別するべきであるとして、心の問題とのかかわりを論じてきたのですが、ここで新たに魂という面から人の宗教的な面から安全とのかかわりを見出そうとする論を展開していただきました。

魂というのは心とどう違うのでしょうか、また精神とはどう関係すると捉えるべきでしょうか。

今回紙幅にゆとりなくお願いして申しわけないことでしたが、この興味尽きない論題について、更にお考えを公表いただければさいわいです。よろしく願いいたします。＜編集部＞

靖国祭祀と七生報国的思想

一「靖国」神社と首相の公式参拝の問題をめぐって戦争被害と惨禍と

平和のありがたさについて安全学の立場から――

辛島 司朗

XX

この文章の元原稿は2005年8月15日までに公表しようとして書き始め、ホームページに公表した後、9月8日発行の「安全のあかりとあかし」準備9号に掲載したものです。そして前号(12月22日発行の準備12号)に記したように、その後増補拡大版を作って靖国神社問題の最終稿としようと考え、前半をホームページに12月初めに公表したまま後半部分の公表は今日に至ってしまったものです。ひどく時期をはずしたもので不十分ながらもとにかく脱稿することにしましたが、ホームページに追加搭載すると同時に本号にも残り部分を全部一挙に載せることにしましたものです。今後は準備1号から数号にわたって予告をしてきた『嫌いなもの』をできるだけ早く公表して、以後は『安全学迸散』に伴いながらの『安全学綱要』(安全学概論を試みようとするものです)に主力を注ぎたいと思っています。

× × × × × × × × × × × × × × × × × ×

(7)

今日の日本は今のところ平和に徹した国家として大いに繁栄している。しかし日本以外のアジアの国が必ずしも繁栄しているわけではない。この平和と繁栄は一方で日本が実質的にポツダム宣言をも「受諾」し、天皇制護持のためにかどうかはとにかく何はともあれ、東京裁判に服してサンフランシスコ条約を結んでやっと出発可能となったのであるが、他方で日本の侵略を受けたアジア諸国の中でも中国などが日本国民を含めてみなその被害者であるという認識に立ちその認識の定式化の上に立って、日本国を免罪にしまった免責してくれたから得られたのである。そして賠償交渉が十分に出来ずに押し切られてしまった感のある韓国を主とするアジア NIES や ASEAN などの国々とは、その後に協力や友好の基礎を築いたものであるが、それらの諸国はいま政治的な不安定さを抱えながら先進国を追っているところである。

今日日本の一部では今なお日本側の戦争責任否定に忙しいが、将来の国際平和を睨んだ中国の姿勢を幸便にすべての侵略責任は戦争指導者すなわちA級戦犯のみにとどめられたからといって、日本人としてそのように日本そのものには責任なしとまでしてしまうわけにはいくまい。自国の冷厳な侵略の事実が体験者などの歴史的証人の口から隠蔽も糊塗もしようが無い生々しい体験として語り続けられているにもかかわらず、その事実をなお隠蔽し否定しようとしていて、今なお過去化仕切れぬ現在の事実を過去の日本人のしたことであり現日本人の与かり知らぬことであるとか、または知識としても肯定的に受容しえぬところであるなどと強弁して憚らない輩が横行している。日本国の総理がこれに輪をかけた行為を続けていて、中韓をはじめとするアジア諸国との関係の基礎をさらに大きくゆるがせようともしている。更めて言えばこれらは一応は日本の過去に問題の事実があったことを弱いながらも肯定しているといえ言える。しかしそのような見せかけの口実を重ねる努力を裏切るような無反省極まりない行動を繰り返すリーダー達もいる始末なのである。今になっても、問題の風化していないその今の今でさえそのような否定の振舞いがなされるということは、この明らかな反省不足がアジア諸国の征服や占領への根本的反省の否定にとどまるところか、今後機会あればまたということになるのではないかという強い恐れを当然のこととして抱かせられざるを得ない。

かつては英国の尖兵として、これからは英国に劣らぬ米国の与国としてあるいはもしいいうならば米英の尖兵かつ与国として、反省不足というよりアジア諸国を征服し占領したことへの反省の否定を意味せざるをえないので

ある。従ってまた反省打切りの言辞や敗戦処理を終戦処理とって憚らぬ態度の強制的強調によって、敗戦以前の侵略的日本肯定に少なくとも一旦は立ち帰ることを意味するということにもならざるをえない。それが論理的帰結というものである。外交的にみれば、新しい平和友好の基礎としてこれを相手側に無理遣り嚙（の）み込ませることにならざるをえないという至難の業になるわけである。また国内的にみれば、若者達に明治以降の日本の対外的政治についてろくに教えず現在の先進経済的繁栄と莫大な経済援助を強調することによって、日本が一種アジアの中心国であり暗黙のうちに支配的優位に立っていることを相変わらず印象づけることになっている。

平和は日本では、明治、大正に続いて昭和、平成と続く年号のことにも関係してくるが、通常の受け取りに反して白川が言うように順序を逆にして和平とすれば軍門に降ることになることには多くの説明を要しないであろう。

「和平」はむしろ変化を示す動名詞であり、「平和」はまさしく状態的名詞である。和平によるだけの平和は本来は直ちに穌（わ）ではなく、時には殆どありえないもしくは必ずしも穌をもたらさない（白川静 『字通』『字統』参照）。屈辱の平和もある。隠忍の平和もあり、テロ頻発の平和もある。武力的なテロもあり非暴力的テロもある。法律の律を示す罰条はテロル即ち虞れによって法を守らせることを如実に示すものであるが、行政の指導の内実もカウンターパンチともいうべきものの虞れを背景としているのではないか。武力攻撃や経済的制裁をする外交も同じであることはいうまでもない。

穌は和音を出す楽器のことでハーモニーが連想される。和の精神を穌の精神に変えていくべきことが、特に新生日本にとっては肝心肝要のことといわねばならない。このようなテロとはつながらない平和は衆愚政治にもなりかねない民主主義と結びつくのではなくて協同的共和と結びつくのである。管々しい管見を敢えて連ねることを恐れず更に言えば、過去の暴力的侵略主権圧迫ないし剥奪の追認は事実の認識を意味するよりも是認や是認のための苦しい合法化の試みと言わざるをえず、近代侵略期の西欧の自己正当化的共同からくる合意である国際法の追認に帰着してゆくことになり、その際には一事不再理とか遡及不可という法施行のための技術的要請の援用をなすとともに、法技術的处理法に絶対的権威を与えてしまうかの形式的強弁を行うのである。

聖徳太子の十七条憲法の冒頭部分の「和をもって貴しとなす」は有名であるが、後続する限定句が「忤（さから）うなきを宗と為す」であることを忘れてはならないであろう。権力者権威者の意に従わないことである。「忤」は心と午からなるが、もと午は「𠂔」の字であって「むかえる」を基本義とする。しかし午即ち𠂔は歓迎して「むかえる」のではなく、順逆の別の意味が加わった場合の「逆」のようにあくまでも抵抗し反逆して「さからう」の意であるが、いまこそまた或いは今度こそ「上」に忤ってはならないということはどういうことかに深く思いをいたさなければならない。「上」に忤ってはならないというのはおよそ民主主義の否定ではないか。聖徳太子の言だからといって「以和為貴」をおごなりの金科玉条としてしまってはならないであろう。

和は降服させさせられての、つまり平げ平げられた上での、言ってみれば講和、媾和的「わ」であり、「わ」の形成であること、「やわげる」即ち「やはらげる」は平とも和とも宛てられるが「やはらぎ」の果ての「やはぎ」でもあり、「やはす」ことによる即ち降服させ帰順させることによるものであるが、「やはす」の対として考えられる筈の「やはる」ことあつての「やはらぎ」であり、それはまた「やはらぐ」の活用形からの名詞形である。真に「やはらせる」ための「やはす」はそもそもどうあるべきなのだろうか。「言向けやはす」という一対にした言い方に注意しなければならないであろう。鎧が透けて見えるようなのは真に友好的交渉などと言えた代物ではないであろう。

強談強議は到底、平和的協商とか協議 negotiation とは言えない。商が真に商であるには民主主義的などとは言わないが対等性を欠かすことができないことは確かである。脅迫的であることは真の商に反する。neg + otium の動詞化である negotiate の根底にあるのは√nec (=not) であって、negotium の otium は free に通ずる語であるが、その否定 not は no に帰着する。この no の自発性こそ、もしくは少なくとも納得的肯定による自由こそ、真の自由の自由たる所以に外ならない。自由の保証は拒否可能性にあり、強制は自由の終り以外の何物でもない。特に系列的に組織された商社支配は「産業日本」的とされるが、日本に限らず、自由競争社会につきまとう金権的強制、

裏面における金の政権支配の真に意味するのは非安全的な不全な自由の偏在であり、独占の語で示される不善な独尊独裁の別の名にすぎないことを忘れてはならない。更にまた、平和的外交は平和のための外交とは別であることも忘れてはならないのである。「ことむけやはし」が真に言むけに止めたり止まったりできず、遂には干戈をもしくはその裏づけをもってするのとは別とまではいえずとも大違いであろう。もし武力行使にはつながることのない「ことむけやはし」というのはどういうことなのだろうか。ことむけてもやはらぎの生じない対立関係もあるであろう。やはらぎを短兵急にともめるのではなくあくまでも言論の段階にとどめて百年河清を待つことこそ必要であろう。

「平」についても平章（へんしょう）や平成の「平」は必ずしも同じではない。「平」は平気、平居の場合のような形容詞である外は、平定、平遣のような他動詞である。「平地」のようなときのものは、両方の意でありうる。前の「平」は基本的に同じであるが、後が章や成の場合それが名詞そのものなら平はそれを目的語とする他動詞であり、自他に限らずとにかく動詞の不定形名詞なら前は副詞的形容詞のようになる。平和の場合動詞の「平」が先行する動名詞句であるが、平も和もともに名詞でありうる。しかしともに動詞とは考えにくい。

ここでA級戦犯のいわゆる分祀を否定する声に乗って首相の弁解して言う「罪を憎んで人を憎まず」のことについていえば、それは釈放平遣ということにもなるが、そのような発言は孔子そのものの言としては古典籍の中には見当たらないという学者による指摘も特になされているにしても、孔子の權威を借りようという邪心の如きものは論外にして、私などの喋々を加えるべきことでないがとにかく一言しておかなければならないのは、前と後の憎が同じか別かについて一応は考えてみるのも重要であるということである。罪そのものについての憎は自発自然の当然の情であっても、その人までを憎みうるかどうかは必ずしもきまらない。犯罪について教育のためか、対人的報復のためかはとにかく罪人を罰するからといって、人の犯した罪とその罪を犯した人が同じだとどうしても言い張るのなら別であるが、少しでも考える力がある人ならば決して同じとは言えないだろう。孔子が言わんとするところはA級戦犯だれそれではなくA級戦犯の戦争犯罪を憎めということであり、A級の戦争犯罪を犯したことは責められるべきであるということである。

（ 8 ）

首相の言はA級戦犯として裁かれたものについてまで憎悪や否定の心を向けてはならないというお説教ということにならざるをえないことになるが、一事不再理どころか、そもそも恕（ゆる）すでもなく、全く人を裁くなと言う厚かましくも図々しいことにならざるをえない。死人に口なしというが、死人は実は既に人でなく霊であり、怨霊であればすでに霊の域をこえて神にもなってしまうわけだから「罪を憎んで人を憎まず」の言葉を持ち出すのは見当違いも甚だしい。しかし、とにかくそこまで言わないにしても、今それをいうことは何処にも誰にも追求されるべき責任はない、或いは少なくとももはやないことになる。更には過去のことは水に流してしまおうとするのかは知らぬが、とにかくひとりでに雲散霧消してしまうことなどありえるわけがない。それとも水に流すどころか、坐してその暴言を承り、その対自国民的かつ対相手国民及び政治に対するマスコミのカメラを従えた上でのデモンストレーション的行為もしくは行事を看過せよというのか、そして日本国民には花嫁行列か花電車をみるように観劇的喜びを味わえとでもいうのか。

しかし、罪悪深重な人にも自然的情において、必ずしも人としての情に欠けるわけではない。かつての日本でも目の色肌の色を問わずに人情を懐きえた時代がなかったわけではない。かつて「ちびくろさんぼ」のような他愛のない言葉が問題にされたことがあった。今では世界中の自然保護とか動物愛護などの声に元気づけられて鳥獣は勿論、寸尺の虫にも命の連続からする憐みの手を差し延べて、時に人を唸らせたり惻（あき）れ呆気にとらせたりする。いまかつての忠勇の士を悼み心を痛めるのも大いに結構、しかし結構は唐名「阿房」の源氏名などというのでは困る。空名ではなく、変な実利実効の裏づけのあるものでは実は困るどころではない、まことに「危い」のである。累卵の「危き」にあるともいえる。繰り返される彼の言動は、時には情を理で抑えながら制御せねばならぬことを知らぬ幼児や悪童の「あやふさ」「あやしき」の典型を示すものとして、見える者を恐れ慄かすものがあるのである。

他人事ならば懼れて済んでしまうこともある。驚くだけで終ることもある。しかし戦（おのの）きが、手に兵を収めたり心に潜めたりしては間違いに刃物のようなもので、思わず憤して狂気発することあって、憚（たん）しては戦に至ってしまうことなしとしない。単純であり情に流れ逸（はし）っては異変を恐れて、平気で見ては居れぬことになる。吾が事ならば心してひたぶるに畏れ虞れて常日頃から一途（ひたすら）慎まなければならないであろう。特に前科の近きにあるものはそうでなければならないのではないだろうか。

内国的喧嘩は内輪喧嘩と言えないこともないが、外との公然たる喧嘩に及べば火事と喧嘩は江戸の華とか民主主義の精粹とばかりは言ってられない。しかもいかに派手であろうとも字で示されるように口だけ言葉だけの華であるなら落語に似た楽を味わえるが、激した挙句に口舌の段階を超えてしまえば、楽とばかりは言っていられない。もし当事者の一方のうちに含まれてしまっても居るようなら、まことに危ないことになる。抑圧的手打ちの際の事情において人を傷めつけた者の方が相手を前にして「水に流そうではないか」と言っただけ、シャンシャンの手打ちや手締めを迫る無礼且つ無責任極まりない申し出は平和回復のための賢きもしくは逞しき伝統とでも言えるのであろうか。それこそ力づくで相手を屈服させよう、させようという不当な自信に満ちた態度の裏返し、暴力支配の典型的押し付け言辞に外ならないといわなければならないのではないか。これはたとえ和をはかることではありえてもそしてまた物見高い人の輪を招き寄せようことではあってもまだ真に鮎（わ）をはかることとは程遠いものである。

もともと大国や強者は特に暴力的性格のものでなくても、ついつい傲慢かつ不遜にも不注意に互りがちであるが、A級戦犯合祀の神社に参拝することは約束違反であることは勿論のことであるが、問題の首相の神社参拝が靖国参拝であるばかりでないのである。靖国神社参拝でさえあるにかたて加えてA級戦犯を祀る神社であることを指摘されてよくよく承知の上でのことなのである。そもそもA級戦犯合祀は私人としての祭司の祭祀行為といえるものかも知れぬが、ついこの間まで国家的施設であり、日本国民にさえそのような意識の消え去らぬ神社における、もとはその公的担当者であったものの、今なお半ば公的意味づけをもつ行為であるにもかかわらず、全く私的行為であるかのような行為なのである。それが弱小化し権威を失ったことに対する怨みによるものか、あるいは仕返しや戦意高揚のためではなくただの士気鼓舞或いは志操強化のための意図からするものかも知れぬが、とにかく対外的には国家的公的な公的性格をもったものと見られながら、一国の総理の行為そのものもそれに関する掩護のためかと思われる強弁も一向にやまず、とにかく慎もうとする気さえさらさらしないということは約束違反というも愚かな甚だしい露骨な背信行為といわなければならないであろう。

首相は心の問題であることを強調するが愚かな心も心である。しかし一国しかも当該問題国の首相の心、即ち内心なのであるにさえ加えて、派手にマスコミを従えた公然たる行動なのであって、これがどうして心の問題であると言えるのか。心にもない行動だけが行動であり、従って倫理の問題となり社会的責任を問われるべき問題となるとも言うのであろうか。殷鑑遠からず、という言葉があるが、罪科を犯した「前」は遠いなどという程の「前」でないばかりでない。その自国の鑑（かがみ）とすべき遠くない鑑の銘文にあるのは他国夏のものではなく自国のものに外ならないのである。それは夜郎自大的愛国心の然らしむところであるにせよ、人であるならば、人が人間存在者に外ならないのであるとは身に沁みてこう知られなくてはならない。情に掉させば流される。情はただ心中に胚胎し拵がり流れるものであるばかりでない。

「なさけ」は「為す気」の訛りであるとされる。「為すべき気」として外に表れ、少なくとも二人の間にあって働く動機ともなるべきものであって、儒者の根源的原理としては「仁」とも記されるが、具体的場面で働く自然な勢いに従っては「仁」が人間（にんげん・じんかん）では情とともに「なさけ」と訓ぜられるのである。「なさけ」は大野晋の言うように「なさ」は「なし」即ち「為し」と同根であり、「け」は気、気配であると思う。そしてまた氏の言うように漢文中の情はむしろ真情としての感情情愛であるのに対し、日本の女流文学では飾りつくられた表現の上での気づかいであるに過ぎないようにも思われる。

しかし、首相の心の問題ともいう情ない心は表れた限り、根幹的約束違反というだけでなく、また積極的に力づ

くの自家庄張をやめようとしただけでなく、それ以上に根本的に無法かつ悖徳(はいとく)であり、徹底的な背信冒流を重ねるものと言わざるをえない。そのような行為をやめようとしなければ同じ事を繰り返しかねないという不気味極まるものを感じて当然である。どうすれば、その点を平然と無視しうるのか不可思議である。

首相として欠かすことのできない筈の具体的国際法的精神からみてもどうみても、背信行為に外ならないのである。或いは首相やそれに類する人々の通念では、未だに 20 世紀前半で終焉を迎えるヨーロッパ的侵略競争に鹿鳴館的クラブ加入努力の及ばなかったのを悔いる心の未練が捨てきれないのであろうか。

ここには道理とか徳などとはいわずとも、西欧的発想中心のこれまでの国際社会の表にある、社会秩序の根本と言うべき遵法の精神がなく、ただ情に絡んで私的に強要する力の日本的制圧伝統があるのみである。罪を憎むのは、罪を正義と教導の出発点としながらも、人を恕し寛す心を失うことがあつてはならないという誠(いましめ)を詮(と)くものである。寛し恕すことは許すこととはまた別のことであつて、罰は「ゆるし」のその根底に緊縮、緊縛などの緊張をゆるめることのあることであらうが、その心は単なる憐みではなく、むしろ愍みなのと言わなければならない。仁義は真には廃れざる大道に即してあるものであろうが、真義に外れた道でのいわゆる「仁義」は誤った「本願ばかり」に類するものであり、そのような情は情弊として情欲的欲や物欲を生み出し、真つ当な理にかなうものを生み出しにくいのである。

人の「情(なさけ)」にかかわるものにも種々あるが、なさけ同様あわれみの情もまた一様ではない。そしてそのうちの他人(ひと)や他の生類(いきもの)に対する「あわれみ」の情もまた一様ではないことを知らなければならない。「あわれみ」といっても隣のように憐は相連なり続く。その底にあつてそこはかたない同類意識に根ざす情が憐みと言えらるであらうが、愍は矯正の意を含むものである。その問題意識上にはっきりとした個の意志のかかわった他者の認識を伴うものであることを忘れてはならない。

愍は恤、卹や哀、憐とは勿論、単なる憐憫とは弁別されなければならない。愍の字の本意は心のまだつかない敗(ビツ)にあるが、その字の示すのは単に「つとめること」でも「あわれむこと」でもないであらう。その字は「民」の字を含むことにも深く留意すべきである。敗は「攻」の右の傍の「攴(ボク)」が「支(ボク)」と同じく棒で打ったり叩いたりすることを示すものである。「工」の字と一緒になれば、打ったり叩いたりして工作物を作ることになるのは当然であるが、「民」となったらどう理解すべきであらうか。まさか民を叩いたり打ちのめしたりすることではなく、民に何らかの変化を与えようとすれば、棒ではなく教えをもってし、時には教えを強制するということにならざるをえないが、教鞭を用いることはあつても、打擲(ちょうちやく)することにはなるまい。打擲は憎しみを生み出し、敗の心を失わせてしまう。児童に接する時にもし打擲を加えることがあつてもあくまでも言葉を用い、たとえ副即ち脇役となることがあつても言葉を添え沾えて言葉を抜きにすることのあつてはならないであらう。教え込むべきであるが、そうしてもという場合でも、そして、言いうるならば厳しく教えることの反面において、同時に憐みながら慰め励ますことが加わらなければならないであらう。

嘗て憐みに重ねるべき理を誤って、分別ある年の人間的教養を備え十分に思慮ある筈のもの達を国法によって縛りつけて、思慮分別のまだ十分でない若者を狩り立て、死地において屍骸の山を築かせたのは誰だったのか。そしてまた、恐らく指導者らしい指導者には民に対して「あわれみ」「強い」心のうち、民に対するあわれみの裏に、また自らの心裡に、自らに対する憫(あわれ)みのあり、その憫みには身にも心にもついて離れぬ矜(ほこり)にも通ずる「矜」がなくてはならなかったであらう。そして矜と矜の関係は同じ「今」につく矛が衣となつて直接にして離れることのない着衣の襟に映える衿章となり、道具をもって他人(ひと)を叩く代りに、自らの衿を正して姿勢を正すということになっているのでなければならなかったであらう。

そこでここでついでに言い添えておきたいのは、その衿章が単に兵科別を示す徽章にすぎなくなって、世に天皇の統率し給うところと称して、外から付け加えられた上で排他専制的になった軍権の、軍服の衿の装飾としての衿章に墮してしまったところに誤りの根本があるといえる。衿は本来禁を包む字の襟のことであり、それは、胸を張り押し強くしゃしゃり出るためのものでなく胸を覆い隠して魂を内に深く懐くべきことの表徴として一

種の徽章たりうるのだ。肩章を示すよりもむしろ肩怒（い）からしてしまう肩章の権柄づくの姿と比べてみるがよい。「襟にはえる」と歌いうるのはそうであるからこそと思えるからであろう。

そもそも中国皇帝のカリスマは泰山に天を祭りそこで得たもしくは得るべきカリスマであって、皇帝の出自の氏姓にはかかわらぬものであったが、同じく天の絶対的存在性とその威をかりて男系的に万世一系などと誇りうる日本の天皇のあり様はたとえ同じく八紘一宇の天下泰平四海波静を実現しようとするものであっても、天からのカリスマに基づき天命をうけての使命を懐くものに比して、天孫に淵源する民族的でかつ一系の一家のカリスマを振り翳（かざ）して、他氏に天皇支配下の姓（かばね）を押しつけるものにすぎず、本来の皇帝の統治とはまるで違うもの、いや全く異なるもの似而非なる別物と言うべきではないのか。帝王的支配統治を一王朝のそれと同視して、天命をうけたものとしての革命的王朝交替を否定する思想下の天子僭称が、日本の問題の本質とみてよい。

（ 9 ）

憲法問題としていえば、外国に言われて云々というときに示されているような国際的威信問題にすりかえてすまされるようなものではないという内外の問題の優先順位を間違えてはならない。これはいわば現代における基本的な問題のひとつである。歴史的にみれば主権国家というものは最優先順位を自国に与えるものである。即ち自己に優先する支配者を取り払ったところに主権というものが可能となるのである。しかし主権国家同士がお互いに主権をぶつけ合ったら民主主義のふるさと古典ギリシャに見るように戦争の連続とならざるをえない。そのうちペルシャ戦役が大きな衝撃となって小ポリス国家が同盟を結ぶ機運を醸成して、多くの国家が主権制限を自ら選ぶに至ったのである。そしてそれがついにはヘレニズム的世界帝国形成へと向かったの。そして蛇足を加えればそれがやがてローマ帝国を通じてヨーロッパ世界を切り拓くのである。細々と続いた神聖ローマ帝国がはつきりと消滅したときに近代のヨーロッパが産業革命を伴いながら形を成したのだ。要するに近代的に主権国家群が現れた。このままにしておけば必然的にギリシャのときのように力の衝突による慢性的戦乱状態にならざるをえない。その間に生まれたのがカントの永遠平和論をはじめとする主権制限の思想である。輒ち国際間のいや正しくは国際的約束や条約ひいては同盟あるいは連合などはそれぞれの国の憲法に優先しなければそもそも成立しえないのである。憲法問題はあくまでも一国内の問題である。しかし主権国家間に平和を維持しようとすれば当然各主権の制限を伴わなければならないわけであるが、見方を変えれば互いに干渉しあうということだ。外交というのはこれを主権侵害とか干渉というような受け取り方をせずに、互いの利益のために相互相補的な交渉問題として扱うことである。

一国を総理する首相の、一国の公的代表者として並みの元首以上とも言われる権限を有する日本の首相の靖国神社という特定の特殊神社への、内政干渉と称しながらのやめようとししない参拝はどうしたものか。ましてや、国論を二分させてまでの執念的参拝なのである。靖国神社は国教の神社ではない。これは信仰の自由を論ずる際にも決して見逃すことのできないことであるが、それどころかそもそも国家社会の性格にかかわり、ひいてはその存立の根本にかかわる大問題なのである。かつての自国の行為についての賠償責任を断乎拒否し恩恵的経済協力であるかのような作られた体裁を振りかざして止まない一部の無責任無神経な国民の盡きることのない現状を知れば、かつての被害国が抗議を申し込んで当然のことではあるまいか。聞く耳なく語る言葉もなしに言葉にもならぬ言葉をもって敢えて強引にする無反省かつ無責任極まりない反信義的問題提起はただただ不埒不逞で不倫極まりない無道極道のやり方としか言い様がない。信とは五常のうち同等対等の関係における倫理の根本である。

当節、国際的関係を論ずる際に、徒に競争、争闘的に国益を論ずることが流行って、伝家の宝刀と称するものを身に帯してするのが外交らしい外交であると決まっているかのようであり、これに対する反論も弱弱しいようであるが、これも一重に総理の囑みに習う大衆政治屋の集団のなす業であろう。自他の対立がそれぞれに尤もで譲り難ければ、協調妥協して中道もしくは仲の道を選び、決して中庸を捨てることなく、あくまでも外交でありつづけるべき真に外交らしい外交を模索し続けなければならない。外にも交を尋（もと）め留め行くことこそが外交なのではないか。真にあるべき外交が放棄されるときこそ戦争に至る争いの始りと言わざるをえない。内であれ外であれ、

凡そ「交」わるということはどういうことなのか、刃を交え戦火を交えることを含むのも本来外交なるものなのか。いや、外交ではなく交戦である。

考察を省略して敢えて言うてみれば、交わり組み合わさることこそ交の基本であって、離れ対決するようなことはむしろ交に反するといわざるをえない。外交は戦争に連続するものである筈がない、あってよい筈がない。戦争は外交の終るところであるが、徹底的に妥協を排して平行を続けるときに外交上の争いが干戈を交える争いになるのである。すなわち戦争に移行して黒白を決することにならざるをえないのである。いわば外交上の争いはいかに激しくとも烏鷲の争いであり論理もしくは条理の争いにとどめなければならないものである。外交の中止を放棄に至らしめるものが戦争であることを忘れてはならない。親しく相交わり助け補うことができること、互惠平等であることこそ外交が外交であることの要である。そして叶わぬまでも最低限すべきことは争いを論争にとどめて戦争を回避することである筈だ。

くどいようだが、争いを一向（ひたすら）に戦争もしくは勝敗的結果を前提とするのみのものなど、果たしてそもそも外交というのであろうか。欠点だらけで、今やアメリカなどに隠しようもなく明らかになってしまったように、危脆極りなく、危疑止むことのない制度であるといわなければならないが、そもそも democracy の止むことなく捨てることのできない燐燐（しゃくやく）は、すべて言論のうちに止め万機を公論に決しようとし、武略を文徳の下に制圧しておくことであって、東アジアの伝統的理念に合致するものである。ただし、「民主」という誤解必至の訳は早急に止められ修正されなければならない。「民主」という訳は歴史的変化に目を奪われてギリシャ語の *kratos, kratia* に淵源する *-cracy* の意味を捉え損なったことと、住区選挙区の意味の *demos* を民衆とのみ捉えた謬りである。

(10)

近頃安心が根底においては脅かされている状況にあるから或いは少なくともそれが予想されるようになったからではあろうが、殆ど頻繁かつ異口同意に「安全・安心」「安心・安全」などといって、政治行政的場面での「心」への却って責任回避にもなる不当かつ無反省な言及がみられる。

しかし、心は基本的に個々別々の個人に帰せられるべきものであって、内心の語はあっても外心の語はない。幾何学にいう外心は本来の鈍角三角形の独立の個性の歪曲否定の上にしか成り立たない。心は全体社会の中心へと吸収されゆくのである。内心からみての外が外身であり更には外見となる。ホログラフにおいてはその心に身が備わるのである。これをあっさり虚像といって切り捨てていいのだろうか。むしろそこにこそイデアがあるのではないだろうか。公的な国家社会の問題はそこからのものであるが、「心から」の道德によって社会的倫理が行われるとするならば、国家は制度的統制を行う支配機構であると同時に、一家的心情の連りを有し、その極まる形として宗に従った教えを実行する共同体でなくてはならないであろう。そしてその共同体が国家的権力構造の底流に伏流し伏在する存在なのであって、この共同体存在の根底をなす家性のないような国を国家と訳すのは改めて考えるべき問題なのではないだろうか。国家の中心である外心を主要もしくは中心国家の内心の上に定めようとする時、世界は主要国家を中心とする同心円の広がりものとならざるをえない。そうなり得ない国家は武力を持って覆滅することになろう。武力をもって民主主義と人権を世界に広めようとするのはまさにそういうことなのである。

ついでに言えば今日本では地方分権ばやりであるが、国家の権限を地方に分散していくという方向性は共同体が地を掃うことにほかならない。それは最後の推敲で手間取っている『嫌いなもの』としてホームページにでも掲載できる文章に譲ってここでは述べないことにする。このごろ nation-state という言い方が成立しているが、単に制度的な state ではない共同体性を備えているということを言いたいのであろうが、しかしその共同体はアジア的な家とまで言えるのだろうか。即ち真にアジアで天下国家というときの国家ということになるのであろうか。ヨーロッパ的共同体とは違うアジア的家とは何であるかの考察が欠かせないがここで論ずるのはやめにしておく。

アジアの国家は state というだけでなく、家的共同体が心情的よりどころとなり安心の根拠となるものと思われるが、そこにおける一家の共同体の基礎は祖先神を共有するところにある。キリスト教的ヨーロッパ諸国では個々

バラバラに神に直結するのであって、家的結合は解消されていてキリスト教的普遍宗教の救済の中に安心の根拠が置かれることになる。これは国家ではなく政教一致の神国とでも言うような意味での帝国ではあるまいか。即ち祭政一体の国 *civis dei* なのである。政教分離の上に立つ無宗教ないし非宗教的国家は殆ど一致以前の性格を止め厳格かつ慎重な世俗的もしくは客観的役割りに徹する姿勢を欠いてはならない筈である。安全と安心を安直に一致もしくは混同させてはならないということである。もちろん国家としてはそれぞれの諸宗教を文化文教のそれぞれの諸形態のままに包含することになるのは言うまでもない。

父（ボク）即ち支（ボク）は支（シ・キ）とはしっかり分別されなければならない。教鞭の語があるが、支えるのではなくうつ、たたくことを意味するにしても、教のうちのそれと工と合わさった攻の字のうちのそれとは軽々しく混同されてはならない。たとえ人の子も工作物に過ぎないものと考えの方が都合のよい時があろうとも、決してその違いを無視して鞭と棒の違いを忘れたり朴と棒を取り違えたり忘却するようなことがあってはならないだろう。そして、攻め責めるとは無論のことだが更に言えば、教えるのと導き諭すのとの違いを忘れ、諭と論などをもごたまぜにしてはならないだろう。

論はいわゆる民主主義の長所をなすものであるが、民主制のなかで未だ主たりうるまでには至らぬものには論ではなく諭や教が必要である。その過程を跳び越して権力附与するようなことがあってはたちまち *democracy* は衆愚政治に陥ってしまうであろう。また元来、人ひとりひとりの心にまで立ち入り踏み込んではいない筈の政治や行政がやたらに「安心」を語るもしくは語らざるをえないのは警察や軍を語るのとはまた別の何かおそろしい結末が待っているような気がしてならない。

行政のなしうるのは最終的には各人が片時も忘れることがないはずの安全のための条件整備の努力であり、各人の安全努力のための条件整備を手抜きなく即ち十全な成果を目指して万全の努力を払うまでのことである。行政の手の届かぬ細かいところでは家父長や年長者が婦女子や幼児のために力を尽すべきである。しかしほとんど無能に近いもの以外は全く自己努力を離れて安心しきるということはおよそあってはならないことであって、安全と安心を同時に語るとは理解に苦しむことである。それとも能力のある人には安全のための条件整備を行い、同時に無能力に近い人達には安心を附与するということなのであろうか。それをなしうるのは政教一致権力だけである。

さて、先程論じておいたように、分祀不可能論者の考えの背後には「死ねば皆神」という東アジアに共通の土俗的思想があるが、しかしそれもイデオロギーなどの一種で強制的にすべての人に押し付けうるものではない。それももとを訂せば素朴なアニミズムと深い親縁関係に立つもので、ソフィスティケートされた人としては縁遠いものといわざるをえないかも知れない。しかも日本に伝統的な考えとするのはあまりにも独善にすぎる愚かさによるものと言わざるをえない。死者を神とするのはまさに中国や韓国に普遍的な思想である。むしろアジアにおいて死者を神としないのは仏教圏においてみられることである。日本国内においてもそうだが、外の人たちにもそれを認めさせようとする根拠は一体何なのか。むしろ何とか了解を求め願うということではないか。そして、丁重に了解を求めるということは、求めえられればありがたいといった性質のものであろう。西洋に対して日本の伝統と僭称することがあってもそのまま中韓に向かってそれを言い放つのはどういうことであろうか。日本がかつて東アジアそのものであるかのように振舞ったときと東アジアの一国にすぎないものになったときとは根本的に事情が違っているのではないか。

そもそもそのような神概念は日本独自のものののではない。日本の普通の位牌は仏教に従うものであり位牌の主は居士であり大姉であるとされる。しかし、霊位、神位として名が記される位牌もないわけではない。そもそも中国でいう神はむしろエネルギー量や力量の大きなものをいう世俗的な言葉で特に優れたものについては精を加えて精神という。死んだ場合にはほとんどが精を失って一様に神となるのであるが、キリスト教的な「神」に匹敵する唯一最高の絶大なる存在はもはや神ではなく天と呼ばれる。日本の天皇などは皇の前に天の字を戴いていても皇帝や天帝よりも上位にあるわけではない。しかし地上での支配者である天皇のかみあがりましての後は靖国の神や護国の鬼とは全然別種の神として天に上るのである。それらの神は仏教的には再び六道の一に属するものであるのが本来で、位階を有するが、儒教では木主に神位と記されるだけであるように死者は等しく神として位置づけられる

のである。

「首相の参拝」については、はっきりさせなければならない二つのことがある。首相のデモンストレーション的つまり示威的な公式参拝は別にしても、憲法が国民に対して信仰の自由を認めているということは当然、靖国神社に参拝する自由も参拝しない自由も認められているということである。邪教を信ずるのも鯛の頭を信ずるのも勝手であってそれだけでは罰せられることはない。言うまでもなく自由とは他から強制されないということであるが、しかしその上で、更めて考えてみるべきことは、憲法が保証しているからといって直ちに全くの自由が誰にでも保証されているわけではないのだということである。基本的に自由であることは何が何でも自由ということではない。たとえ憲法が保証するといってもそれは直ちに絶対ということではない。

憲法が定める他の事項とぶつかりあったり矛盾したりするときは権利同様どちらが優先するかという問題になる。憲法で権利を保証しているからといって直ちにそれが現実の権利とはならない。むしろ権利というのは憲法の問題ではなく現実問題であると考えるべきである。法の禁止する行為をなす自由は当然ありうるはずがない。ただ憲法に反しないというだけでなく当然何ら制約がないということが前提になるが、それが基本的とか原則的とかいう言葉の意味である。憲法では保証しながらも具体的に法で禁止しているものの禁止を解くことを免許もしくは特許という。特に公務員は一般の国民とは違って様々の法的制約を課せられている。首相などの特別公務員はファッション国家でない限り特に遵法性が重視される。ファシズムの特徴は合理性合法性よりも感情の自由が特に統領などとも特称されるような首領の‘laissez-faire’な自由が許され、‘laissez-faire’が世に支配的となるところにある。ところで、今問題となっているのは‘首相’即ち象徴天皇の下で臣下ながら‘総理’の職にあるものの‘靖国’神社参拝のことなのである。そして問題の核心にあるのは中国、韓国の再三にわたる反省要求がなされる事実と、核心の真底にあるのはその‘わけ’である。

明確な形の要求以前のうちの外交的配慮を伴った要請段階の意思表示を内政干渉としての反撥に急で、国内要求をも躲(かわ)してしまったところにある。それを反対論の正面に掲げて内政干渉という言葉で反省派のみならず慎重派をも抑え、ひたすら民族感情を掻き立て相手の言い分を無視するように一言のもとにあっさり切って捨てながら、相手の要求は相手の民族主義的煽動によるなどと言い募って争いに持ち込んでいいものだろうか。しかも先方の要求は近い過去における動かしがたい暴戾(ぼうれい)の歴史事実に基いているものなのである。私的な宗教的信条の立場ではなく、公的な外交即ち対外的に政治問題として考えてみてそれでよいのだろうか。問題の核心は二つなのである。一つは要求し要求されているという事実であり、また一つはそのわけである。

事実は殆ど誰しも否定しえない。たとえ否定しようとしても誰も本当に否定することなどできはしない。整理して言えば、外交とはそもそも何なのか、どういう意味のものがまづ正面切った問題として取り上げられなければならない。今問題のそれが命令でもなければ強制でもなく、かといって懇願嘆願の類いでもないことは言うまでもない。外交的要求の事実は正しく事実そのものの問題として問題にされるべきなのである。

反論のための言い分の一つは初めは要請であった筈のものが今では要求となっているという指摘であるが、真に問題なのは歴史的認識こそが外交的に問題であるということであるにもかかわらず、どうして日本側がまるで理解に苦しむというきつい意思表示のレベルにまでしてしまったのかということである。逆に一言で要点だけを言えば、日本としては行くなと言われている、要するにそういうことである。つまり命令されているとして内政干渉といって反発しているのである。気をつけなければならないのは一つには向こうに向かってそういつているわけではなく、日本国民に向かっていつているということなのである。もう一つには向こうが最初から日本側が命令されていると受け取らざるを得ないようなそういうきつい調子で言っていたわけではないだろうということである。なぜ命令されているととられるような言い方を先方がしているのか。

当然根底にあるのはそういう事実を生ぜしめている「わけ」、要求し要求されなければならない「わけ」なのである。先方の言い分によれば問題にすべきは双方の関係が加害と被害のそれであるにもかかわらず、そのことに対する反省が足りない、みられないということであるのに対して、日本側の意見の中には、日本は差引き恩恵を与えたのであって、非難は的外れであるという類いのものさえないわけではないが、大勢をなすのは‘どれだけ謝ったら

いいのだ、言いなりになる訳にはいかない、’ということであろう。しかし繰り返しになるが、問題は日本がたとえ謝りを口にしたにしても相変わらず向こうがやめるべきであるといっている靖国神社参拝をやめようとしないうちにあり得るだろう。言い換えれば謝罪はもう済んでしまっている、今更主権を回復しているこの日本にむかって何をいっているんだということになると言って満更当らないわけではないだろう。

ここでは長くなるので内容の検討には入らぬが、問題のもっとも穿った解釈をすれば、日本側のなしてきたのは相手側の煽動にのるなというにしても、民族的な国内的言論の逆襲的形成であるようにも思える。そして、日本側が双方の言い分に関係していまやなすべきこととしてやっと合意しているのは、日本の行為についての歴史的考察による結果的合意を俟って、事の正邪を明らかにしようということのようだ。無論その根底にあるのは、争い抜く構えであると言えなくもない。しかし所詮は好争争鹿の日本に対して、広く開かれた真の友好を深め葉（や）く（く）の楽とも言うべきものに親しめというのは百年河清を待つようなものなのかも知れない。要請が要求にならざるをえなかったのは、いざとなったときの形のうえでは反省どころか謝罪を何回かは重ねてきたものの同時にそれを打ち消すような閣僚や要人の言動が必ず伴ったからである。かえって刺激的な事実が繰り返されてきたときとさえ言われるべきやり方である。この顕著な事実こそ要請的申し入れを要求にまでさせてきたのではないのか。

確かに東アジアにおいても一方で大衆の文化交流や経済至上の成長的合流形成が進んで、一種のブロック形成が見られるようになったともいえるが、そもそも「行い」はたまたまの謬りを別にすれば、まさしく心のあらわれなのであって、日本としては何よりも先ず深く反省し行い慎もうと約束した上ででなければならぬことも確かであろう。西欧近代の政治思想上の術策的主権思想にとつぱり浸り切ってはなるまい。

真に内政干渉といいうるのは negotiation 即ち協議には終わらず力づくの強制を伴う場合であろう。言い換えれば先に述べたように no をいいうる negotiation が否定される場合というわけである。negotiation も非難されたとすれば一体外交というものはどういう場面で成り立つことになるのだろうか。例えば東シナ海春曉などのガス田問題のように日本の利益が害われると思ったときに、日本側が中止を申し込むような場合だけが外交問題となりるのであって、靖国神社のように明確な権利侵害すなわち物的利害に関係しない問題は一切外交問題にならないということなのだろうか。そうだとすれば国旗侮辱あるいは国家侮辱のようなものは外交問題にはなりえないということになるが、それでよいのだろうか。

そもそも友好というのは互譲と相互尊重の上に成り立つものなのではないか。実際にそれらの欠如が現に外交的トラブルになっているのではないか。もし外交問題にせぬまま主権侵害を排除しようとすれば、すぐ戦争の問題へと飛躍せざるをえないことになるのではないだろうか。これから日本の学芸が正しく国際的に開けてくれば、これまでのように軽々しく、讒言（うわごと、たわごと）のように、しかし靖国神社でそうしているように万事声高に「日本的伝統」といって、済ませるわけがない。

日本で日本独得もしくは独自の伝統というのは何時からのことなのか判然としない。王朝文化に発するのか元禄に花開くそれか、それとも明治の維新と称するいわゆる王政復古に始まる古代から続く万世一系性のことをいうのか明らかでない。王制など天武持統期か、失敗して短期に終わった後醍醐期しか考えられない。

戦後というのも奇妙な言葉である。この言葉に根本的疑問を呈している例を恥かしながら不勉強で知らない。しかし靖国問題はそこの問題を改めて問い直すことなしには済まない問題なのではないだろうか。戦後という言葉をもう少し正しく言い直せば、終戦後であろうが、更に正しく言うならば敗戦後なのである。文字通りにとれば戦後という時の戦前と戦後の境界はそもそもどこに求められるのか、一度は考えてみるべきである。

中国との戦争の期間は厳格厳密には全く定かでない。何よりも日本は中国との間のたたかいをすべて事変と称して戦争と称したことがない。桜田門外の変とか蛤御門の変などの変とか西南の役とか島原の乱とか大塩の乱などというときの変や乱や役の違いについて言えば、変は権力や秩序のありようの変更もしくは変化、乱は秩序の一時的乱れであるのに対し、役は使役庸役や服役などのように労働労役させられる役民の立場に立った用語法ということができる。当然戦役兵役ではないものとしてよく知られるように万里の長城の築城の際の役もあるのだ。

日本が満州事変とか支那事変というときの変はどのような事変、異変のことなのだろうか。中国に派遣されてい

る日本軍が戦争状態に入ったという意味での変化をいうのか、とすれば中国主権はまったく無視されたものと考えなければならないが、中国の主権がそもそも大東亜の盟主としての日本の支配下もしくは統治下にあるということの意味しているのであろうか。宣戦布告せず、したがって戦争とも言わずにただ事変とのみ言うのはそういうことなのであるか。弘安文永の役など戦争はもちろん倭寇元寇のような寇とも言わずにただただ役とのみいつているのは、日本のすることを日本が寇（あだ）という筈がないが、秀吉に使役されている各大名や藩兵の立場からの恨みをこめた言葉と考えるか、または日本の歴史家が然るべき工夫のもとにそう呼んでいるのか明らかでない。かつては朝鮮征伐ともいつていたが、秀吉の意識もしくは立場からすれば部下たちの使い道をまさしく朝鮮に振り向けただけということになり、役と呼ぶにふさわしいことになるだろう。ここには侵略に関する意識のひとかけらもないといわざるをえない。

ところですこし煩雑であるがもう一度変と乱について取り上げ直してみよう。日本国内での兵乱ではないが、中国にもある紅巾の乱太平天国の乱などの乱と日本国内の変はどう違うのか、変は単なる天変地異なみの変事で、特に秩序体制の乱れというほどの事ではないと言うのだろうか。しかし、中国との間の諸々の事変と日本国内の変とは言葉の上では事がつくつかないかの違いであるが、変で表されている本当の違いは何なのであるか。事変と異変とは何処に違いがあるのであるか。

言ってみれば異変は天変地異というような異変という全くの状態語であるのに対し、事変は事業などとも言うように事をなしたことによること更には変事ともいうべき事態で、自然現象にも通ずるような単なる状態もしくは異変をこえることというべきなのか。しかし、それにしても国内の変事については事変とは言わずにただ変といて済ませているのはどこが違うのか。国内のことはただの異変として済ませるほどのことであり、言ってみれば蚊にさされたか蠅にうるさくされた程度のこととみての言葉なのに対して、外国へ行つての事を構えての行動行為でありひょっとすると行役、行事をいうのが事-変なのだろうか。もちろんその行は日本のものであり、その変は被侵略者のもので、その二つを併せて事変というのであるまいか。

昔子供の頃歌わせられたものに「勝ってくるぞと勇ましく誓つて国を出たからは……」という勇壮なものもあり、また「ここはお国を何百里、離れて遠き満州の赤い夕日に照らされて、友は野末の石の下……」という悲哀の側々と迫るものなどがあつた。しかし、それは万葉の防人の悲哀とは根本的に別であつたのではないか。防人となるのは秦の長城築城の役民と通ずる。

立場を変えれば、それはいわゆる戦前の末期に日本姓を名乗らされ、日本人として軍役に服させられた朝鮮人の運命にも似た事変下の中国人一般の不幸に通ずるのである。振返ってみれば、日本国外に事を構えたのは事に及ぶ前の征韓論を除いても、明治の極く初期の頃からのものであり、更に古く迎れば徳川期を挟んで秀吉の侵略、征服支配の着手に始まるといってよいが、秀吉当時の余剰武力の振り向けは明治の勤皇佐幕の内乱鎮静後の不満士族の武力の振り向けと事情は余り変らない。

そしてそのような日本の海外雄飛の勢いの趨くところロシアとの激突となるが、日本では司馬史観に見られるように日清日露の両戦争の勝利による明治三十七年（1905 年）の結末までの日本の素晴らしい有様であつたとの見方が強い。明治大帝の御代は日本の輝ける時代だったのであるが、1872 年の琉球処分が始まり 79 年の併合に完成するものと、日清戦争の終末期の出兵に始まり勝利の見返りに獲ち取った台湾奪取とその勢いに乗って 1904 年からの韓国内政外交権の奪取に始まる 1910 年の併合に至る全過程を見れば、よかれあしかれ事実としては日本の明治以降は日本のアジア侵略征服の歴史そのものといわざるをえない。昭和に入れば世界恐慌と裏腹に在満州の駐中国日本軍である関東軍の本格的侵略行動の展開による大規模中国征服戦争を開始する。これを飽くまでも事変と称しながらロシア相手のノモンハンの二度にわたる潰滅的敗戦を物ともせず、或いはだからか、1942 年には米英に正しく戦争と名乗って戦いを仕掛けたものの、先に言ったように 1945 年に戦勝国でもあるかのように終戦と言いながら紛れもない無条件降伏による敗戦によって長年の拡大侵略主義政策にピリオドを打つのである。

さて長々と述べてきたが、江戸末期の異国船打払いや勤皇佐幕の闘いを含めた明治以降のそれが日本の伝統とよばれるものともし考えるべきならば、ヨーロッパの三十年戦争、百年戦争に匹敵するものとして世紀をいろどる百年戦争とし、その中に八紘一宇の支配者としての至尊の伝統をみることができるのかも知れない。そして「戦」後というときのその戦とは戦前戦後を分つものとして戦争の世紀にピリオドを打ち、秀吉の戦時の英雄時代の後に徳川の泰平時代が開かれたように、いわゆる戦後の平和日本を開いたものとして、敗戦そのものを点的に言うのであろうか。しかしその敗戦が戦と縮まってしまつては実は降服のことをいうのである。もっとも戦中といつて敗戦を過程的な広がりとしてみる見方がないわけではない。この時「戦」の前と後のどちらを伝統的日本と捉えるのか、それとも、どのような変動変化を通じても変らぬ革命的変革を許さぬ万世不変の日本性をこそ伝統というのか。何世誰某という名乗りや家元制などそれならばよく説明がつく。

今日の日本と日本をめぐる近隣諸国との間の平和友好の基礎となっている問題にふれるならば、伝統については捨てたものやことが限りなく多い中でほんの一例をあげれば、明治の日本では、アメリカにおいてはまだ銃の禁止ができていないというのに、西欧的近代国家にクラブ入りするために断髪廃刀を行なっているではないか、一般の公共的入浴施設では男女混浴は廃せられたではないか、歴史上王族とともに古いとも言つてのけられる売春婦について、少なくとも公娼は戦後の新生日本ではよかれあしかれ廃止されたではないか。それらは確かに信仰問題ではない、しかし抵抗の大きかったことに明らかであるように伝統的風俗の改廃であった。

これに対して靖国問題はもともと日本の対外的行為行動に関係している過去の責任に関係する日本の現在及び今後将来を占わせるような問題であるにも拘らず、首相が堂々と首相としての立場から国際的に明らかに問題視されざるをえない擬似宗教的行動をとり、しかし、密接関係国の度重なる不快表示をものともせず、自国の国会で取り上げられるに至っては堂々と判で押したように内政干渉とかその時になって適切に考えとか言うのみで、それを繰り返してやむことがない。これでは「内政」もしくはアメリカ様をむかしの「上御一人（かみごいちにん）」や軍に置きかえ神聖不可侵の位置にまつり上げること以外にはすべて吾不関焉とする態度に外ならないという外に言うべき言葉を知らない。そして今では遂に、外国の声は中韓をこえ控え目の不快表示の段階をこえて ASEAN を含む東アジア全域の明らかな非難、難詰に及んできた。

実際に今までの中韓中心の非難の声に対して、野党ばかりでなく与党反対派がはかばかしく反論し切れないのに加えて、最高責任者らの表面的な弁解的言辞の反面で政権内の人間のうちの誰かが政治の公式表明と殆ど常に必ずといっていいぐらいに時を同じくして、明快極まりない形で、中韓政府への謝罪や反省の言葉と逆の反撃的反対の意見を発表もしくは表明してきた。間髪を入れず謝罪効果を消し去ろうとしているとしか考えようがない行為の誤りを認めず、誤（あやま）りの認識を謝（あやま）る行為につなげることなく「謝る」と言えば言えるやり方を工夫して繰り返していると思われても不思議のない致し方なのである。これでは何時までも内政問題とか、さらには首相の行為が個人の信仰心の問題とかと強弁しても、結局は頭隠して堂々と尻隠さずという体のもので、大多数が意識的確信犯的言行一致的行為として捉えざるをえないことにならざるをえない。そもそも憲法に反してまで、更にまた挑発的とも思えるようなデモンストレーション効果を高めながら神道のしかも国家神道の伝統を守ろうとしているのは何のためなのか。靖国神社は軍国日本のシンボルであったのである。

いまや抑えられた低い声ながら石の声さえやがて叫び声となって聞かれようとする今日、あるいはもはやそこまで言うのは大人気ないのではないかという思いもするものの、他方でだからこそ敢えて公衆の面前で明らかにしておくべき、現首相とその徒輩に対する反論の一つの有効な根拠として、最後にここで忘れてならないことがある。アメリカの横暴に対して忤（さから）ってはならず、しかしアメリカの庇護への見返りは飽く迄も厚く、日本もかつて中国や韓国を庇護なのかどうかはともかくその下においたが、平和をふみにじっても世界に人権と民主主義を宣布するアメリカと日本のそれがかつての日本と中韓をも含むアジア諸国との関係に酷似していないか。そのアメリカでさえも今や、2005 年後半からのことであるが、正面きってそしてまたマスコミを通じて中韓の抗議に対する日本の平然たる無視を厳しく非難し始めている。昨日は敵の身今日は我が身のことで、昨日の我が身が今日の彼ら

のことでなければならぬということを考えれば日本の実質は少しも変わらないとも言わずにはいられないのであるまいか。

(1 1)

「住まい」が「住まふ」からくる語であることはいうまでもない。「住む」とは、そこに主であることであるが、それは即ち往(ゆ) かずしてもとのところに住(とど)まることに外ならない。従って氏上の化したものとも思われる氏神が産土神としての神とも通ずるものであれば、君主であれ民主であれ、その領土はそこに主(とど)まり主たるものの国土即ち國土ということになり、同時に所有主の氏神が占有主・占領主の自衛もしくは靖国の神といつてよいようなものになるといってよい。

靖国神社を性格づけている「靖国」は安国もしくは立正安国の「安国」と果して同じことと言えるのであろうか。むしろ権柄づくの擬制安国とでも言うべきものではないだろうか。安も綏安、靖も靖綏(せいすい)と熟し、そして綏(すい)は安国のように綏国ともなるが、靖国は安国と同じではなくむしろ似て非なるものと言うべきである。靖は清に通ずるのであるが他方でまた、靖難のように熟して乱れを鎮める意を含み、他方で綏には上から下への含意が基礎にある。それらは決して平定と対比されるような智や覚による自力推移的安定の安ではない。

ㇿの下に女のある安とは違って綏の妥には爪が付き、清とは違って靖は彳がつくのではなく立がつくのである。両字併せて爪を立てるのだといえれば穿ち過ぎるだろうか。靖と安は靖安とも熟し綏と安も綏安と熟するものであるが、ともにこれらの二字熟語は綏国や靖国のように、他動詞＋目的語的ではなく、濃淡厚薄のような範疇設定熟語に類しながら加えて平定のような推移をも示す結果状態を表示する語と見るべきである。

安泰とも安寧・安樂とも熟し安全の語をつくる安は綏にみるように爪を含むものではない。安は何よりも動作や行為を示す語であるが、状態を示す力も強いと言うべきである。これに対して靖国の靖は彳とは勿論請のうちにある言とも違って立が含まれるが、位や位取りが忘れられてはならないのが靖の含意なのである。立に人偏がついたものが位であり位取りである。国を靖んずるというのは位相を定めることであるが位相を定めることは順序即ち秩序を定めることである。結論をいえば、結局のところ「定遠」と並べて「鎮遠」そしてまた「綏遠」ともいわれ綏国、靖国などと並ぶ「綏定」などをつくるようなこの種の「定」には安定の定とは違って内に干戈の音、爆裂の響きがあるのである。これに対して安は辺境や市井の民を綏靖するのでなく、内に安を納めて安定させ安住させるのだというべき言葉であるといつてよい。

ここでよくよく考えておかなければならないのは、同じ招魂社からの改称であるにもかかわらず、地方の護国神社に対して何故中央では靖国神社なのかということである。今は民営ながらいみじくも靖国を名にし負い、侵略的戦争のシンボルとして日本の神祇を一時制圧してしまっていた、またそうなりえたその神社に外ならない靖国神社とはそもそも何なのかということである。また、それは単にA級戦犯を祀っているというばかりでなく、機に乗じてその神社になぜA級戦犯とされたかつての指導者を追祀したのか、しえたのか考えることにも通ずる。

また、意味的にそれと固く結びついていることであるが、当節大問題化していることであり、しかし決して省みられることのないその裏にあるのは、「〇〇神社を参拝する」と言って憚らない言い方に表れている国民的時代精神ともいえる現象であり、振舞い方である。いろいろとある神社参拝のうちのたまたまの参拝では決してなく、「靖国」の神社であるからこそなされる参拝なのであるが、それが「それに」ではなく「それを」参拝するというのである。この場合に「を参拝する」というのはそこにそれとして詣ずるのである。一般の人がそのような意識を持っているとは必ずしもいえないが、厳格に言えば「それを」の「を」はそれにもかかわらず、それを承知の上で敢えてということなのである。

そしてまた他方で問題にすべきことはそこに詣(いた)るのは、参詣するのは人即ち参詣人なのであって、神は時にそこに降下し寄り付くのではなく、あるとすれば定住してその神座にあるのであるが、必ずしも自ら進んでではなく鎮座するのであって多くは人が勧請し神は勧請されて坐すのである。しかも靖国神社に参詣して靖国の霊

である神を拝するというのではなく、あくまでも靖国神社を拝するというのであれば、神社と神は一体であるのでなければならぬことになってしまうが、その道の人も分祀不可能というからには「を」参拝するというのは単に今日風の言い癖とばかりに聞き捨てにしてしまうわけにはいかないことになる。まさしく靖国神社はそうした神と神社とが不可分の神社に外ならないことになるのである。

そうであれば神はそこに定着固着させられてしまって、「何処何処に坐す」ものとして祀られることになるのであるが、正しく靖国神社に追祀されたということは「靖国」の先達となることであるが、参拝者が参拝することは自ら求めるばかりでなく広く宣伝するためにその神の道を公然と祈念することに外ならない。参詣することは単に参拝すること、思いつきもしくはたまたま通りがかりの「ついで」に拝礼するのではなく、その神社であるからこそわざわざ御前に参じて拝するということなのである。平気で無視できないような近隣諸国の反応を平然と無視して、他人の或いはせいぜい言って自国内での、それも決して全部全体のとは言い難いようにしか適用しえない信念を口にしつつ、「そのときになって適切に判断する」と言いながら根本的にはもしくは本心からは少しも変らぬ事実是否定は勿論糊塗しようもない。首相の説明は「信なくば立たず」を motto とする人にしては論外の、まったくの信のおけない出たら目と言わざるをえないのである。

(1 2)

特定の土地や社に縛り付けられずに各地に垂迹しうる普遍的存在性も、人格や神格に共通する自由さや自在性をもたないとされているわけではない。霊は物に宿るにせよ精霊は自由に物を離れうるのは真夏の夜の夢や禿山の一夜などで人の知るところである。日本では化身の物語になるが、ギリシャなどでは死なずとも自由に身体を出入りする *psychē* (プシュケー) が純粋性を高めれば *nous* (ヌース) に繋がるように、キリスト教ならば精霊という霊的存在として独立に立てられることになり、たとえ聖霊が天使像という造形性をあたえられても、もはやヘルメスやマーキュリーとは違って人間的な身体性に縛られない霊的な精粹存在となるのである。ギリシャ神話ではオリンポスの上に住む神の使い番がヘルメスであったが、キリスト教の神は身体性を超えた虚空の天にいたのである。言うまでもなくマーキュリーはギリシャ神話のローマ版である。産土の神にしても身体への出入り自在の霊をこえて神ともなれば土地とも離れうるものであり、社と一心同体的に結びつくものとばかりは考えられていない。

実は祭祀もしくはシャーマンの儀式つまり祭司やシャーマンによって降臨させられるのが日本の神でもあり、これを仰ぎ尊ぶのが祭式などの日本の神事であるのではないか。教義こそが信教的宗教の核心にあるように信仰的祭儀 *cult* の核心は、儀式や呪文や呪符のようなものではないだろうか。私はずっと以前に *happiness* の *hap* が *happen* の *hap* であることを指摘して、承服できるような概念の整頓にもとづいて本格的な幸福の考察を展開しようとしてめ世に問うてきたのだが、同様に *cult* は *culture* の *cult* と同じく *colere* からくるものであり、*colonization*に通ずる語である。*colere* は最も基本的には耕すを意味すると理解されている語であるが、*cult* は信者を開拓するのに対し、*colonize* することは土地を拓げ言葉を換えれば広開土にいそむことである。

殖民というのは本来生地を離れて新しい土地に進出しそこに故地の神を祀り母国に従属する国家を築くことである。新しい土地に神を招くことを勧請するというが、新しい地に神のテリトリーを拓げてゆくのではなく、日本の靖国神社に戻って祀られることを誓うというのはどういうことで、またそういう神社すなわち神に参ずるといったことはどういうことなのだろうか。

もし生前から九段にあってその地に神となったもしくは神となっても新地にとどまって祀られるのではなくすでに立地している靖国神社に戻って祀られようと誓い、もしくは誓い合ったからそこに祀られているのだとするのなら、その誓いの内容が神の本質として問われなければならない筈だ。新開地に祀られるのではなく九段の靖国神社に祀られるのは武力行使に失敗したからだ。武力進出に成功していればその新開地に祀られているはずだ。護国概念に比べてはおおよそ *native* とか *nation* という内容にはほど遠く、むしろ言向け和 (やわ) しながらも外向に武力を行使して内なる主の御稜威 (みいつ) を輝かすものであるのが靖国ということなのだ。しかし新開地の神となることに失敗して、九段の靖国に戻りながら七度生まれ変わってもあくまでも盡忠報国の初志を遂げようというこ

とだ。

故国の地というべき九段の靖国の神社にこそ祀られるべきだとすれば、靖国の神社はそのような自在性、自由さを徹底的に奪われ失われて執念怨念の固まりになってしまうことなのではないか。靖国の神は伝統的な産土の神でも氏神でもなく個々バラバラに国に直接結びつく護国の神と同様、天皇の統治を輔ける靖国の神なのである。そしてひたすら防人に通ずるような護国に対して、靖国の神は辺境もしくは辺境を超えて他国で戦った英霊たちの神格化したものである。

いわば昔ながらの土地に縛られることになりながらも、もともと氏神的であったと考えられもする日本の靖国の神はもはや産土の神ながらも、しかしもともとの産土神のような自然な存在であり始めからの領域に縛られるものであることを越えて、開拓拡大の新しい領域追加を含意しながらの新しい性格が加わったものと考えるべきものとなろう。九段に縛られてはいるが「靖国」という名は本来中心を離れて辺境に向かいそれを越えても行こうという志向を含意するものでもある。靖国の神達を祀ることはこのような靖国神社の存在性格に大きな変革を及ぼしかねないが、さらに言えば今宮司などの解釈の縛りを受けてこの変革を一層強めそこからの離脱を禁じられようとしているのではあるまいか。そうすると、当然狭く狭く神性を制約され、権現力も垂迹力もない大伴物部の部民のような隷属的存在になり、執念の神に外ならないだけになってしまうのだともいえる。しかし本当に国家守護の神であるならば、屍（し-かばね）、姓（かばね）はさておき神霊は国内に遍在するのでなければならない筈である。それにもかかわらず九段の靖国に固まっているのであり、この七生報国の英霊軍団にA級戦犯を合祀することによって統帥部を加えるのである。それがA級戦犯の分祀不可能論であろう。

（ 1 3 ）

当節、祀った以上は、除霊除籍はできない、分霊もできないなどと言われているのであるが、ここでいう分祀は他地への勧請ということではない。靖国の神として一体化もしくは一柱化してしまつて各個性を失った正しく「靖国」神以外の何物でもない霊であり神の一団のままにしておくということを言っているのである。せっかく加えたA級戦犯などの指導者がいなければ七生報国を果たせない烏合の衆になってしまうであろう。もしそうだとすれば各家の墓に祀られ或いは先祖代々の霊として祀られている分と靖国神社に祀られている分とはどうなっているのか。それとも分ではなく一方は名のみでこと実質はないことになるのだろうか。そうなれば、祭祀や儀式の威力は絶大といわなければならない。そこで考えておきたいのはworshipはworth-shipの短縮形らしいが、worthは価値を認めるもの、認識者及び認識内容あつての価値物であり価値対象であつて、単なる思考を超えて信ずる心こそが問題であることである。

繰り返しになるが昔からの勧請に見られる伝統的な分祀は、神の加護を願つて、宇佐神宮から男山石清水八幡の、さらに鎌倉八幡宮更には全国各地へと拡がった八幡神社やその他にも全国に広まっている諏訪神社をはじめ天満宮その他を勧請し分祀分社している例にみるように、事実数限りない。しかしこれは合祀したものを分離分割するのではなく、敢えて言えば一様化一体化した全体を全体のままに量的部分として削り取るようなものである。お札の大量増刷も意味的には同じことである。分霊できないと言っているのとこの勧請による分祀とは同じことではない。つまり、ここで問題になる分祀というのは靖国神社の神となった英霊たちの中から一部の英霊を分離することである。言葉を変えれば靖国群もしくは軍という団塊霊を解体することなのである。

通常、先祖の神も開祖もしくは中興の祖をまたは直近数代の祖神を除いて単なる祖先神として一つにして祀られてしまう。しかしその中から特定の祖をはずして祀ることは許されないことではない。例えば今まで one of them として祀られていた霊が新史実の発見によって偉大であることが証明されたとき、中興の祖として祭り上げられることはありえないことではない。靖国の御霊となった以上は本当に分離できないのであろうか。さらに言えば靖国問題における分祀分霊は「万教帰一」的に「万霊帰一」してしまったものを解体分離してしまうことにあたるのである。

そうだとすれば分祀できない靖国の神とはただ靖国の神とのみ呼ばれるだけで一箇の執念の固まりとなり、実は無名（anonim）のものになってしまっていて、もう個々には呼びかけ呼び戻すこともできないことになるのか。しかしそれでは、それぞれのその御魂はその死後靖国の祭司の意志のままに祀られてそのそれぞれの御魂としての正体をなくしてしまうのではないか。さらに言えば親兄弟達も家族の霊の化した神もしくは仏として家に祀ることはもはや不可能なのだろうか。それとも神そのものは結局はもと誰々の霊であった神でも何の神でもない正しく神そのものになってしまうのか。

ここで思い出されるのは、一銭五厘の召集令状で兵士たちは歓呼の声に送られて家から引き離され天皇陛下の兵となったということである。死して後も靖国神社の英霊軍団として召されて先祖の墓には帰れないのであろうか。望むと望まざるとにかかわらず、七生報国のために運命的に固く靖国神社に縛り付けられて逃れることができないのか。キリスト教徒である家族がこれを許しうると果たして誰が考えるのだろうか。魔術師たちは生ける人の魂をも好きにしてみえるのであろうか。

もしそうなれば魔術師の意のままに総て融合してしまっていて一億一箇の総火の玉ともなった守護を受ける外には、靖国の神となってしまった先祖の英霊のそれぞれの子孫に対する加護はなくなってしまうのではあるまいか。いやそうではあるまい、天満様のように将門を祀って関東では山王祭と並ぶ明神様は祟り神の本性を発揮されたりすることがあるとも言われているがその一方、仏壇やその他の小物に見られるように、いざとなれば神社ごとまるごとのお焚き上げという手もなくはなかったろう。実際歴史上見られないこともない。信長の例はよく知られているところである。いざとなれば、人は神と闘えるのである。いやむしろ自然神との闘いという闘いの中にこそ文化も文明もありうるのである。

ましてや、国民の安全をこそ図るべき国家が民間人とは言いながら国家の安泰と安全に逆らう祭司と戦えないわけがアろうか。小泉首相が自らをそれに擬する信長などに見るように、少なくとも無信仰者はそれを恐れず焼尽の限りもつくし、頼朝だったかのように加護がなければあたかも用済みの御札などのように神社をまるまる焼き払うと脅して加護させしめようとしたりもするのである。

これに比べればとにかくにも武をもってするより「和」をもってし智をもってするのを身上とし、これを「すめらぎとすめらみくに」の天命に結びつけようとするのはすぐれたあり方と言わなければならないであろう。

ただし日本は天命をうけ天命を行うことを「まつりごと」とするのでなく、天と地を弁別せず天と天皇とを一系の血統によって連なる氏族的なものとして、いわゆる天孫降臨の際の命に明らかなように天命に従うことを祖命に従うものに転じ、天皇氏が逆に姓を「かばね」としてそれに従うべき百姓諸氏に身分を贈り、自らは至聖にして姓を脱した皇（すめらぎ）とし、その下に従属せしめたとも言えるのであることをよくよく知らなければならない。そして桜井光堂によれば、豊と葦原と周防と安芸と瑞穂の諸国こそ倭の和の始まりとなるわけであるが、その後現われた天の下知らしめる「すめらのみこと」としては「始馭天下」の天皇と「御肇国」の天皇が録されていることになる。本居宣長がこの二皇とともに「はつくにしらしし」と同じ訓みを与えているのはまだその古事記などの理解の至らなさを示すものに外ならない。

（ 14 ）

いま、継体持統の制を男系に限らず女系を思案に入れるということはよかれあしかれ事実的に万世一系的擬制を崩壊させざるをえないことになる筈である。日本はこれを保ってはじめて、八紘を一字として天の下を統括すべき神国でありうるということだったのである。しかし女系を立てるということは万世一系をやめて常識的な国際社会の一國として天朝をやめ日の下の朝を迎えて新たに出発しうることができるようになるのか、それとも伊藤博文に説き諭したとされる Stein の卓越した統治術として天朝を尊重し継持してゆくべきものなのか。

天神地祇といって神と祇は並列もしくは対比されるが、神は神術神妙なものをいうが、特には祇と比べては天にあるものとされる。祇（ぎ）は、振や震につまり辰に通じることがある。しかしもと「祇敬」のように「つつしむ」

という字の「祇」(シ) と時には相通ずるものとして用いられてしまうこともあるが、両字はもと別字で、氏の下に一がない祇(ギ)の字の方は氏族の神であるが、土地の神として産土神をも意味した神であった。天神と対比するときそうなることもうなづけるであろう。古くは天主とも訳されてきたキリスト教的神をはじめ唯一絶対的な神とアニミズムの伝統のままの日本の神を混同してしまつては、神明の坐も昏冥の冥土に移り、神は魑魅魍魎に紛れてしまうのではあるまいか。そして、それにもかかわらず雷(ライ・かみなり)の如くに惟神(かむながら)の道を説きひたすら神の道を惟(おも)い念じながら日本を特長づけようとして来たのであるが、惟神の精神も神の実体を問うこともなしに旧弊を排除し本宗に立帰ろうとして、惟神の道を遮二無二の惟神の道に変じてしまうのがその実状であろう。それを今なお平然と推しすすめ説きすすめようとするのは時代錯誤の全くの暴論、暴挙に外ならないと言わざるをえない。藤堂の『学研漢和大辞典』では佳をただの声符とするのに対し白川は『字統』でも『字通』でも帷を除けば唯・惟・維などもと鳥占という佳(スイ)による皆一系の字であることを強調するのにいそがしいが、藤堂は「これ」の意なら佳、維、「ただ」の意なら唯、「おもう」なら惟と書くのが正則であると「惟」の項 p476 に明確なまとめを試みているものの、神の字の意味にはふれていない。

日本の神については、容易に手にすることのできる大野晋他の『岩波古語辞典』に詳しいが要点だけをそのまま写させていただくと次の通りである。

①《上代以前では、人間に対して威力をふるい、威力をもって臨むものは、すべてカミで、カミは人間の怖れと畏みの対象であった。人間はこれに多くの捧げ物をして、これがおだやかに鎮まっていることを願うのが基本的な対し方であった》(1)雷・虎・狼・蛇など、荒れると人間に対して猛威をふるうもの。(2)姿が人間の目に見えず、威力を持ち、時に人間にとりつき、神がかりするもの。(3)山・坂・川・海・道などを領有し、鎮座して、そこを通行する人間に威力をふるうもの。(4)天上界を支配し、森や木に降下してくるもの。「天つ神」といわれ、「国つ神」と共に地上を統治する権力を持ち、また、社会生活を平穩に保つ力があると信じられた。人間はこれを統治者の祖先と認め、また、降雨・鎮風・鎮火・戦乱平定などを祈った。(5)地域を領有して支配するもの。(6)最高の支配者。天皇。(7)祖先神。②《平安時代以後、古いカミの観念の大部分は引きつがれたが、奈良時代に始まる本地垂迹の説が広まり、仏とカミとに多少の融合が起り、カミは荒荒しく威力をふるう存在としてよりも、個人の行為に禁止や許可を与える面が強く現われる。しかし仏が人間を救い、教導し、法を説くものとして頼られたのに対し、カミは好意・親愛の念で対されることなく、場合によっては鬼・狐・木霊と同類視されて畏れ憚られた。また、中世末期キリスト教の伝来に際し、デウスはカミと訳されず、日葡辞書のカミの項には「日本の異教徒の尊ぶカミ」とだけ説明されている》[(1)(2)省略](3)(イ)鬼や狐などの類。(ロ)強くて勇武なもの。

以上が引用であるが、なお省略したが辞書のカミの項の冒頭に述べられているように、カミは古形カムの転で、奈良時代の発音では上のカミと神のカミのミの母音は異なるので、上にいるから神というとする語源説は成立し難い、といえるというが、しかし上代の音韻における甲音乙音の別についてはそう長期にわたっていたものではないという研究も行われていることにここで私は留意している。

今でも日本は「神の国」なのだという声が聞かれる。しかしそのような声を大時代錯誤とばかりは言っていられない。これからの日本は神と祇の無批判な混淆から醒めて、たとえ則天去私までは無理があるにしても、日本はアジア文化の中で長養されたという事実を決して忘れることなく、日本文化が直ちに独自のものなどと口真似的な西洋人並みの口利きをするのをやめ、また自らは非伝統的ながら欧米的国家の一種でありかつアジアの唯一の国家などと錯覚もせず、米欧的心ばかりに目を向けずに広い敬天愛人の心を取り戻していかなければならないであろう。因みに言えば、ギリシャの氏族の遠祖も神に発するものとも考えられていて、「天孫」の降臨とは連らないが上は神に連る点では同じとみてよい。

あとがき

本来の神を奪い、言葉を奪って、逆に日本の言葉と日本の神を日本の固有の神として伝統してきたものとしながらも、よくこれを他国に押し付けようとしたりしてきたのが近代日本であるが、その日本は米英などに敗けたのであって、中国、まして決して中共や朝鮮、従ってまた韓国などに敗けたのではないという考えがある。戦後の「平和日本」にもそれが一応の伏流となって流れていたばかりでなく、一部の自由主義的立場の人達にあって強い底流をなしてもいたように思われてならない。今日、日本国内に勃興し今や席卷の勢いをしめしているこの危うい状態についてざっくばらんに言えば、米英などの支配国に対して対等平等な平和への協力というあり方を開こうとした岸信介、福田赳夫達の流れに関する理解力不足によるものと言わざるをえないのではあるまいか。エピゴーネン達は時の流れを見損ない、師匠たちの真意を捉え損なったアナクロニズムに支配されているのがままた見受けられる。

われわれは平和の内実について言うことを傍（わき）においても、大戦後 60 年間で感した「平和」というものの有難い恵みについて決して蔑ろにしてはなるまい。そのことについて大方にとっては異論のある筈はまずないと思われるが、しかしこの際十分に論を展開しておくことが必要であろう。 ❀

< 安全シリーズ >

保守点検整備とヒューマンファクタ

寺田 博之

はじめに

社会生活を支える様々な構造システムの健全性を確保するために不可欠な保守・点検・整備はそれに用いられる機材の自動化は進んでいても検査の実施、結果の判断は人間が主体となって行っているためヒューマンファクタの介在する部分が極めて大きい。本稿では、保守・点検・整備においてヒューマンエラーを軽減しシステムの安全性を向上させる目的で保守点検整備とヒューマンファクタの関係について論じる。

1. 事故とヒューマンファクタ

1.1 航空事故の原因

図 1 は、事故原因の一般的傾向について航空機の場合を例にとって示したものである。¹⁾ 航空機では操縦要員が直接的にヒューマンエラーに関わる割合が多いが、航空機に限らずあらゆる事故においてヒューマンエラーが直接あるいは間接に影響し、事故原因の 85%を占めていることが報告されている。²⁾

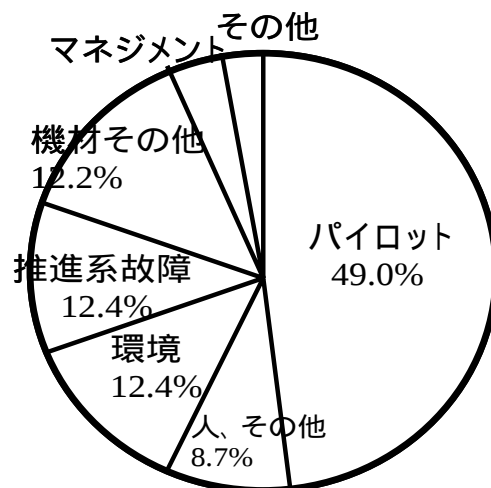


図1 1954~2004年の死亡航空事故
主原因の内訳(民間大型機のみ)

1.2 ハード ウェア関連事故とヒューマンファクタ¹⁾

材料・構造・設計・整備等の不良が原因の事故は図 1 では推進系統の不具合も含め全事故のおよそ 25%である。そのうちのおよそ 38%は整備員のヒューマンエラーによるものである。整備員のヒューマンエラーの要素は表 1 に示す通りである。

表 1 整備員のヒューマンエラーの種別割合

エラーの種類	見落とし・馴れ	怠慢	勘違い	技量	疲労	コミュニケーション
割合(%)	59	30	4	3	2	2

1.3 ハードウェア関連のヒューマンエラーが原因の事故例

航空事故を例にとって、材料および構造システムが原因となった大事故のうち、保守点検整備におけるヒューマンファクタが大きく関与した事例について以下に考察してみよう。

1.3.1 シカゴオヘア空港DC-10 墜落事故^{1), 3), 5)}

1979 年 5 月 25 日ロサンジェルス行きのアメリカン航空機が離陸後 2 分足らずで第 1 エンジンがパイロン(懸架装置)ごと脱落し、左翼の制御が著しく困難となり姿勢を維持できず空港近くに墜落、乗員乗客 271 名全員が死亡した。

エンジン脱落の原因は取り付けボルトの疲労折損によるものであったが、同型機の詳細調査の結果、パイロンの後方隔壁部に異常なき裂が検出された機体は特定の整備会社の整備によるものに限られていた。整備マニュアルではエンジン取り降ろし整備の際は、エンジンとパイロンを別個に取外すよう指示されていた。しかし、同社では手抜きをしてパイロンごと一時に取外していた上、一連の作業中に休憩時間に入ると一部取外したまま長時間持ち場を離れその間フォークリフトの油圧が抜け予期せぬ大きな曲げモーメントを発生させていたことがしばしばあった。図 2 (省略) は、そのためにパイロン隔壁に塑性破壊によって発生したき裂部分を示したものである。

1.3.2 スーシティ上空でのDC-10 クラッシュランディング事故^{1), 4)}

1989 年 7 月 19 日ユナイテッド航空 DC-10 がシカゴ経由フィラデルフィアに向けて巡航中アイオワ州スーシティ付近において尾部第 2 エンジンの破壊により油圧が抜け制御系統がすべて不動作となり機体制御が困難な中、スーシティの空港に緊急着陸を試みたところクラッシュランディングし同時に火災が発生したが搭乗者 296 名中 185 名が生還した。

コーン畑から回収されたエンジンファンディスクの調査の結果、破壊の原因はチタン合金製ディスクの軸部付近に存在していたアルファチタン介在物から発生した疲労き裂によるものであることが分かった。その部分には前回のエンジン分解検査の際に行われた浸透探傷検査による表面長さがおよそ 12mm の浸透液のマークが図 3 に示すように認められた。約 1 年 5 ヶ月前に行われた検査において、明らかに検出可能であった大きな欠陥が見落とされた理由としては以下のようなことが考えられた。

- (ア) 普段欠陥が検出されることが考えられないような部分であったので見逃された。(ベテランの陥りやすい思い込み)
- (イ) 浸透液から取り出した際に欠陥部分が吊り上げワイヤの陰に入った。(手抜き検査)
- (ウ) 検査手順等が不良であったために欠陥と認識しなかった。(検査技量不足)

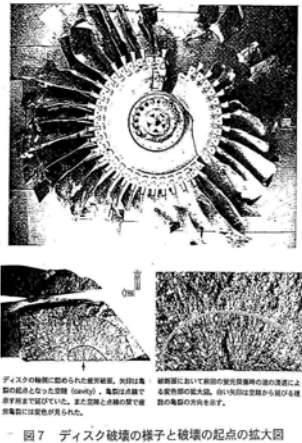


図3 破損の起点となった
ファンディスクボア部の鍛造欠陥

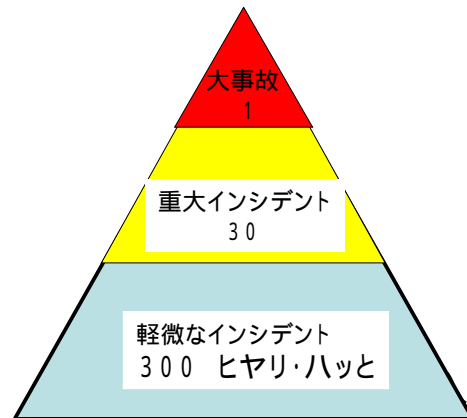


図4 事象の割合に関するハインリッヒのピラミッド

2. 保守点検整備とヒューマンファクタ

前節の例のように重大な結果を招く例はそれほど多くないにしてもヒヤリ・ハットのインシデントは日常的に珍しくないことであろう。ヒューマンファクタの様々な側面を認識した上でインシデントの中に潜む危険因子を見逃すことなく組織的に整理分類し的確に対処していくことが明日の安全確保にとって最も大切である。

図4はインシデントと重大事故の関連性を統計的に示したハインリッヒのピラミッドである。

2.1 検査精度と人のばらつき⁵⁾

検査は人が行うものであり検査結果はヒューマンファクタの影響を強く受ける。図4（省略）はアルミ合金に穿けたドリル穴内部からの疲労き裂を渦流探傷法で複数の検査員が測定した結果⁵⁾である。大きな個人差がでることが分かる。非破壊検査の主流をなしている目視検査においてはなおさらのことであろう。検査結果は、測定環境、経験に基づく判断の影響を強く受けるが、測定環境の整備、検査技術の定期的評価・研鑽、検査の自動化の推進を図ることが大切である。

また、個々の非破壊検査技術に関しても保証すべき欠陥検出限界(閾値)の決定に際しては検査員のヒューマンファクタを考慮して定める必要がある。

2.2 ヒューマンエラーの要因²⁾

人はエラーを起こすものでありしたがってエラーを皆無にすることはできない。が、コントロール(軽減)はできる。誰もが起こす可能性を潜在的に持っているが、起こそうと思ってエラーをしたわけではない。従って、エラーを起こしたことの「責任追及」に汲々とすることは却って事態を悪化させる。

「誰がどうすれば再発防止が可能か」を追求することが建設的な態度である。

また、一般にエラーを起こす潜在的な理由としては以下のようなものがある。

不適切	不十分
選択	コミュニケーション
訓練	計画性
設備	検査
装置	監視・監督
リソース	動機付け

このほか、危険性の軽視が上げられるが、これらは何れもマネージメントの問題であると指摘されている²⁾。

2.3 ヒューマンエラー防止の具対策

保守・整備あるいはハードウェアの不具合に関してヒューマンファクタの観点から再発防止のため取るべき具体策について述べる。

○トラブル発生時：

- ・Event Tree を用いた Event 解析…聞き取り調査、フォーマットに基づいた当事者による再発防止のための報告書および是正措置)
- ・False Tree Analysis…トラブルに関わる 4 要素(人、機材、環境、マネージメント)の観点から何が欠落していたかを徹底検証(関係者ならびに第三者を含める)>>>それぞれ欠落部分を補うためのアクションアイテムを定め実践>>>報告し、総合的に評価し(不十分と判断された場合は再循環)結果を関係者すべてが共有する。

○基本的習慣：

指差呼称…行うべき(った)動作を五感(口、耳、目、動作、意識)を使って確認

付箋……一連動作の中断後に動作の再開/引継ぎに有効

○日常マネージメント

定期的技量維持訓練・研修・情報交換・新技術情報等の普及に努める。

マニュアル等が定めている諸事項の背景・根拠(破壊力学、安全工学)に関する教育訓練の機会を設ける。

おわりに

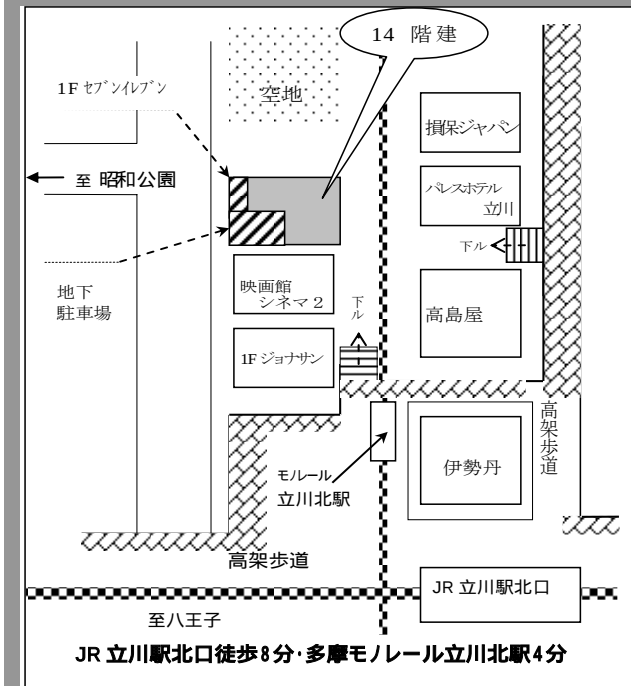
非破壊検査は社会の様々なインフラを支えている構造物の健全性を確保するためにはなくてはならない基盤技術である。一方、これを支えているのは現場で働く検査員・技術者である。このため、非破壊検査は本稿で述べたようにヒューマンファクタと無関係ではありえない。様々な多方面の技術が進んできている今日にあって事故やトラブルを抑制するための最後に残された障害はヒューマンエラーであるように筆者には思われる。ヒューマンエラーを拭い去ってしまうことは不可能であるが、ここで示した手法を参考にしてヒューマンエラーを少しでも制御し軽減することに役立てば幸いである。

参考文献

- 1) 寺田博之、ほか 4：航空事故データベースの構築と解析ならびに構造破壊事故例の研究、航空宇宙技術研究所報告 NAL TR-1279, (1995).
- 2) Proc. International Workshop on Technical Elements for Aviation Safety, (Terada, H. ed.), Tokyo, Japan. (March 1999).
- 3) Aviation Week & Space Technology, June 18, 1979.
- 4) Aircraft Accident Report 90/06, NTSB (1990).
- 5) 上山忠夫：「構造信頼性」日科技連(昭和 59 年).

今回のこの原稿は、寺田先生の学会での発表用のものです。いつもいただいている一般向けにお書きいただいたものと少し趣向が違って専門的な書き方をされていますが、事故のヒューマンファクターという異なるさまざまな分野に適用されうる論題ですので、ここにもそのまま掲載させていただくことにいたしました。＜編集部＞

所在地



ご助力ご参加のお願い

本格的な活動開始をまえに目下のところ、会費額や会員の種類など検討中です。

今後、本の出版など事業活動を展開して収入を補い、会員の過大な負担を避けながら活動してゆきたいと考えておりますが、本格的な事業活動にいたる前ですので、寄附などのご助力もお願い申し上げます。

安全問題関係の書籍、古い雑誌など、おもちで不用のものがございましたら、ご寄附お願い致します。特に帯木蓬生氏の本などを収集予定です。その他有益な本、論文など情報をお寄せ下されば幸いです。この会報の編集発行に伴う作業およびホームページ更新などを、特に立川市に近い方でお手伝いいただけないでしょうか。ご協力のほどよろしくお願い致します。

今後会員数の増加とそれに見合う理事会の本格的拡大編成の後、会費等、会の基本的な事柄についての本式の決定がなされる予定です。現在、その下準備を進めている最中です。

お志ある方はこの際会員として、あかしの理論部門にも、あかり的实践部門にも、積極的にご参加下さることを心からお待ちしております。

